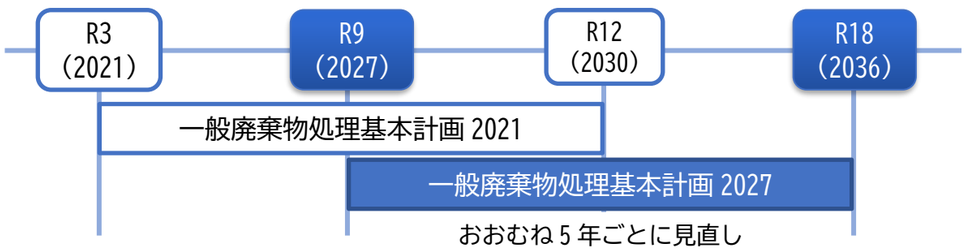
「中央区一般廃棄物処理基本計画 2027（仮称）」中間報告の概要

「中央区一般廃棄物処理基本計画」は、区内で排出される一般廃棄物の減量、資源化や適正処理に関する基本的かつ総合的な計画です。

計画期間：令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度まで

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。



清掃・リサイクル事業の課題

基本方針１：環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進における課題

（1）ごみ減量の徹底

区収集ごみ量は横ばいですが、人口増が予測されており、1 人 1 日当たり排出量の削減が必要です。事業系ごみは一時的に減少していましたが、増加傾向に転じており、さらなる減量が必要です。

（2）区民・事業者・外国人に向けた多様な情報発信

ごみの分別は紙媒体への依存が高くデジタル活用の促進が課題です。また、事業者向けの働きかけや、増加する外国人への多言語による分かりやすい情報発信が求められています。

（3）食品ロスの削減

食品ロス削減は SDGs の国際的な目標であり、区民や事業者の具体的な行動変容を促す施策を展開する必要があります。

基本方針２：多様なリサイクルによる資源循環の推進における課題

（1）資源化できる紙類の分別徹底

燃やすごみには「資源化できる紙類」が含まれており、引き続き紙類の細やかな分別の徹底が必要です。

（2）プラスチックの資源化の推進

燃やすごみには「資源化できるプラスチック」が含まれています。プラスチックの分別は、リサイクル可能かどうかの判断が難しい場合もあり、きめ細やかな対応が必要です。

（3）集団回収・拠点回収の利用促進

集団回収については、古紙需要の停滞により、リサイクル活動の維持が困難になるおそれがあり、社会情勢の変化に応じた安定的な回収体制の確保に向けた検討が必要です。また、拠点回収については、引き続き周知を行っていくとともに、品目拡大の検討が必要です。

基本方針３：人の環（わ）で築く清潔で快適なまちにおける課題

（1）リチウムイオン電池の混入による発火事故の防止

重大な事故を未然に防ぐため、適正な排出方法を広く周知・啓発していく必要があります。

（2）適正排出と良好な生活環境の維持

多様な来街者への意識啓発も含めたまちの美化の推進を行っていくとともに、集積所の衛生的な環境維持に取り組んでいく必要があります。

（3）事業系ごみ・資源の自己処理責任の徹底

事業系ごみ・資源は自己処理責任が原則であり、区収集に排出している事業系ごみ・資源の一般廃棄物処理業者への移行および適正排出の徹底を引き続き進めていく必要があります。

（4）安定的な中間処理と最終処分場の延命化

安定的な中間処理の継続と最終処分場の延命化のため、23 区と清掃一組で共同し、さらなるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。

基本理念・基本方針

基本理念	地球への思いやりを未来に紡ぐまち　中央区
	世界に誇れる江戸のリサイクル文化を育んできた歴史を胸に、私たち一人ひとりの行動が地球環境への思いやりを未来の世代へと紡いでいきます。

基本方針 1	環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進
	区民・事業者の意識改革を図り、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の取組を最優先に推進します。
	重点的に取り組むべき事項
	●情報発信の充実　●食品ロスの削減［食品ロス削減推進計画］

基本方針 2	多様なリサイクルによる資源循環の推進
	どうしても発生してしまう不用物について、プラスチック一括回収等の多様な手法により資源化を徹底します。
	重点的に取り組むべき事項
	●紙類の分別の徹底　●プラスチック類の分別の徹底 ●製品プラスチック一括回収の導入

基本方針 3	人の環（わ）で築く清潔で快適なまち
	地域コミュニティや事業者との「人の環」による協働を進め、安全・安心な収集体制と美化を推進します。
	重点的に取り組むべき事項
	●リチウムイオン電池等の有害・危険物の排出方法の周知徹底 ●事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実 ●区民・事業者等との連携　●区民・事業者等との交流

ごみ減量目標

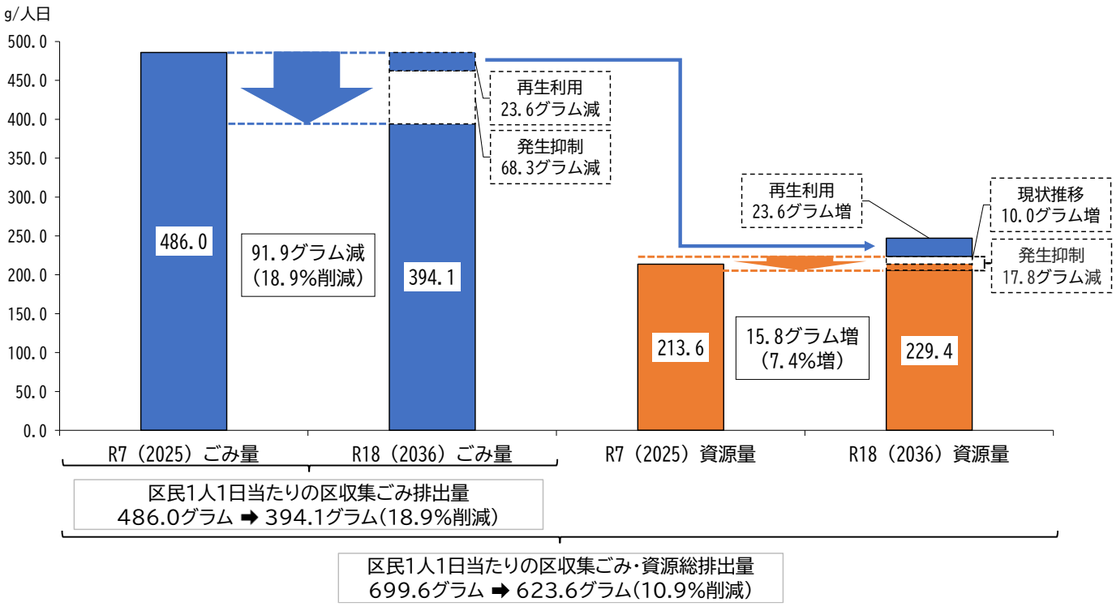
■ ごみ減量目標

○「区民１人１日当たりの区収集ごみ排出量」を令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 18.9%削減します。

	令和7(2025)年度（基準年度）	令和13(2031)年度（中間目標）	令和18(2036)年度（目標）
区民１人１日当たりの区収集ごみ排出量	486.0グラム	436.6グラム（10.2%削減）	394.1グラム（18.9%削減）

○「区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量」を令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 10.9%削減します。

	令和7(2025)年度（基準年度）	令和13(2031)年度（中間目標）	令和18(2036)年度（目標）
区民１人１日当たりの区収集ごみ・資源総排出量	699.6グラム	660.5グラム（5.6%削減）	623.6グラム（10.9%削減）



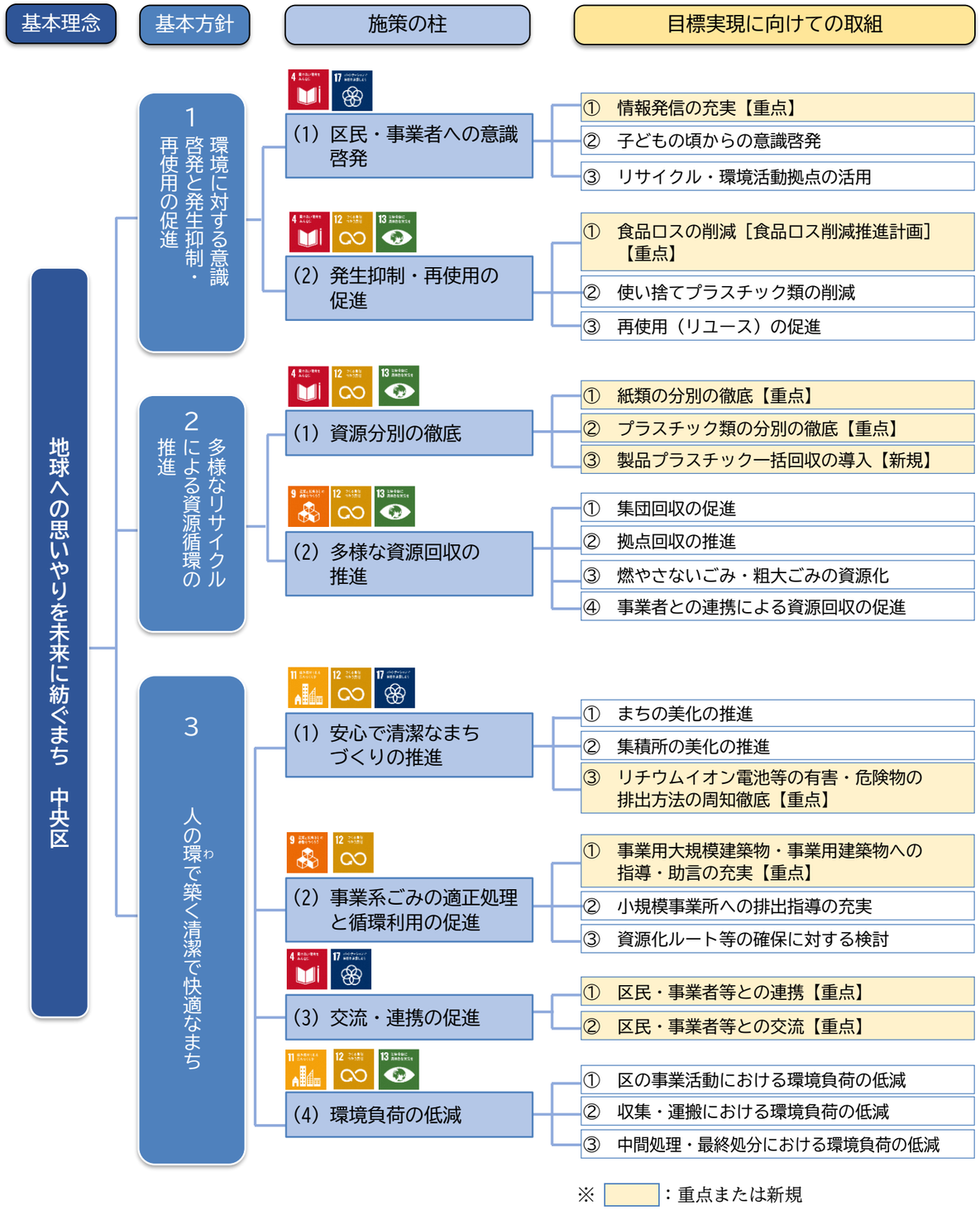
※1　「区収集ごみ・資源総排出量」については、再生利用による減量効果が相殺されるため、発生抑制の減量効果のみ反映される目標となります。

※2　端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

○「事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）・事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）のごみ・資源年間総排出量」を令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 3.8%削減します。

	令和7(2025)年度（基準年度）	令和13(2031)年度（中間目標）	令和18(2036)年度（目標）
事業用大規模建築物・事業用建築物のごみ・資源年間総排出量	71,329トン	70,816トン（0.7%削減）	68,600トン（3.8%削減）

目標実現に向けての取組



※　施策の柱には対応する SDGs（持続可能な開発目標）を表示しています。SDGs は令和 12（2030）年を期限とする国際目標です。本計画期間中に期限を迎えるため、対応する国際目標が変更になる可能性があります。

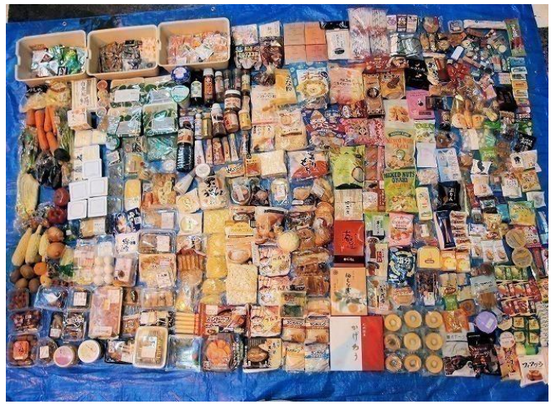
食品ロス削減推進計画

食品ロスの現状と課題

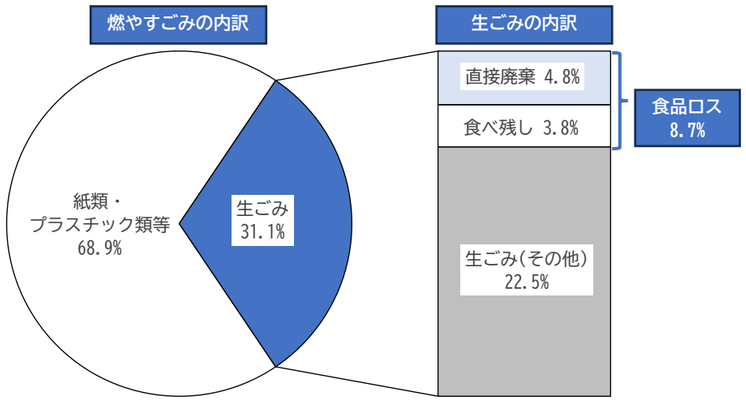
■ 家庭の食品ロス

令和 8（2026）年度「中央区家庭ごみ組成分析調査」によると、家庭から出される燃やすごみのうち、8.7%が食品ロス（直接廃棄または食べ残し）です。直接廃棄のうち、消費期限の期限前廃棄 0.3%と賞味期限の期限前廃棄 14.7%を合わせた 15.0%が期限前廃棄でした。食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めるとともに、保存方法やレシピの工夫等により食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

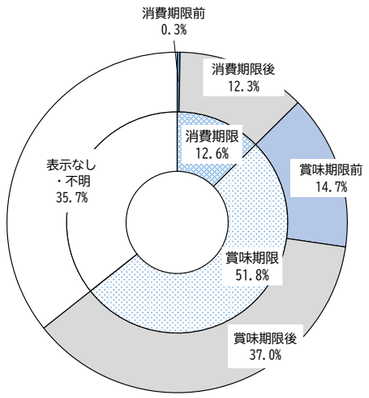
写真：家庭ごみ組成分析調査で排出された直接廃棄



燃やすごみに占める生ごみの割合とその内訳



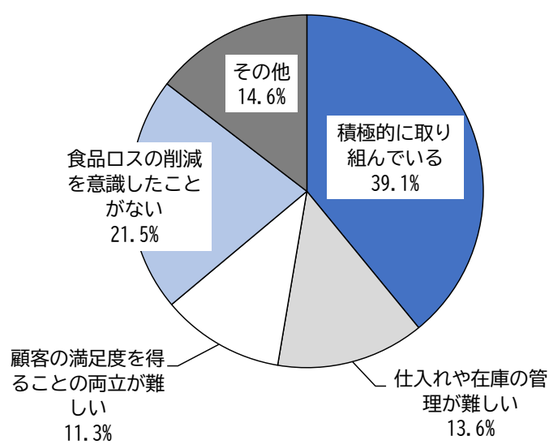
直接廃棄の内訳



■ 事業系の食品ロス

令和 6（2024）年度「中央区ごみ排出実態調査」で実施した事業所アンケート調査によると、「食品ロス削減に対する考え方」については、「積極的に取り組んでいる」が 39.1%で最も多かったものの、「食品ロスの削減を意識したことがない」という事業所も 21.5%あり、さらなる普及・啓発が必要です。

事業者の食品ロス削減に対する考え方
（事業所アンケート調査）



※　掲載している各グラフについては、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

食品ロスの削減目標

○「区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量」を令和 18（2036）年度までに令和 7（2025）年度比で 22.8%削減し、31.3 グラムとすることを目標として設定します。

	令和7(2025)年度（基準年度）	令和13(2031)年度（中間目標）	令和18(2036)年度（目標）
区民１人１日当たりの食品ロス発生量	40.5グラム	35.5グラム（12.4%削減）	31.3グラム（22.8%削減）

食品ロスの削減の取組

目標実現に向けての取組	主な取組内容
(1) 情報発信・普及啓発	食品ロスの削減に関する情報発信【重点】
	食品ロス削減月間を契機とした普及・啓発
	子どもの頃からの食品ロス削減に対する意識啓発
(2) 未使用食品の活用推進	フードドライブの実施
	防災備蓄食品の有効活用
(3) 事業者・消費者協働による削減と啓発の推進	ちゅうおう食べきり協力店の登録拡大【重点】
	フードシェアリングサービスの利用促進【重点】
	食べ残しの持ち帰り促進
	「てまえどり」の周知・啓発
	区施設から排出される食品廃棄物の再生利用
(4) 事業者から排出される食品廃棄物の削減	事業所における食品ロス削減の啓発
	食品関連事業者における食品ロス削減の啓発

※ ：重点